

別紙 3

審査基準

I 契約予定者の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を契約予定者に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、信州大学に設置された放送公開講座企画選定委員会において書類選考及び面接選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について定められた点数の範囲内で得点を与え、放送公開講座企画選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点を当該提案者の得点とする。

IV 評価項目

1 事業内容に関する評価

- ① 業務の趣旨・内容への理解度が高く、実施方針が意欲的であること。
- ② 業務実施の内容が具体的かつ印象度が高いこと。また番組の視聴対象者を意識した内容であること。
- ③ 信州大学の示す諸課題について提案内容が有効であり、計画が具体的に設定され実現性・妥当性があること。

2 事業実施主体に関する評価

- ① 業務実施に必要な人員・組織体制が整い、業務を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ③ 提案内容に対して、計画が具体的であり適正な見積額が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 得点配分

評価項目 1・・・70点

評価項目 2・・・30点

評価項目 3・・・3点

※ IV-2 に定める評価項目を満たしていないと判断される場合は他の項目の得点にかかわらず不合格とし、選定の対象としない。

※ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階3＝3点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・くるみん認定＝1点
 - ・プラチナくるみん認定＝2点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点